

新	旧
<p style="text-align: center;">令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>交付規程</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月4日 規程令2第10号 改正 規程令2第22号 改正 規程令2第26号 改正 規程令2第41号 <u>改正 規程令3第17号</u></p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(計画変更の承認等)</p> <p>第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、<u>次に掲げる場合を除く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(ア) 各配分額を20パーセント以内で流用増減する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(イ) 事業再開枠における補助対象経費の区分ごとの配分額を変更する場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第32条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (規程令3第17号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和3年7月2日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>交付規程</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月4日 規程令2第10号 改正 規程令2第22号 改正 規程令2第26号 改正 規程令2第41号</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(計画変更の承認等)</p> <p>第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、<u>各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第32条 (略)</p>

別表（第4条関係）

類型・枠	補助対象経費の区分	補助率	補助上限額 （※1）	補助対象経費の 遡及適用日
類型A 類型B 類型C	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	類型A：3分の2 類型B：4分の3 類型C：4分の3 （複数の類型を選択した場合の補助率は一律4分の3）	100万円 （特例事業者は150万円） （※2）	令和2年2月18日
事業再開枠	消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用	定額	50万円 （特例事業者は100万円） （※2）	令和2年5月14日

別紙（略）

様式及び別紙一覧（略）

様式第1～様式第14（略）

別表（第4条関係）

類型・枠	補助対象経費の区分	補助率	補助上限額 （※1）	補助対象経費の 遡及適用日
類型A 類型B 類型C	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	類型A：3分の2 類型B：4分の3 類型C：4分の3 （複数の類型を選択した場合の補助率は一律4分の3）	100万円 （特例事業者は150万円） （※2）	令和2年2月18日
事業再開枠	消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用	定額	50万円 （特例事業者は100万円） （※2）	令和2年5月14日

別紙（略）

様式及び別紙一覧（略）

様式第1～様式第14（略）